

戸田市国民健康保険運営協議会議事録

招集期日	令和6年3月4日 (月)					
場 所	市 役 所 5階 大会議室C					
開 会	3月4日 午後 1 時 3 0 分					
閉 会	3月4日 午後 2 時 1 5 分					
会 長	齊藤 恭平					
委 員 出 席 状 況	須藤 修一	出欠	大河原 節子	出欠	嶋田 美津江	出欠
	榎本 富佐江	出欠	早船 直彦	出欠	梅田 浩	出欠
	布施 博康	出欠	染川 智行	出欠	市川 悦夫	出欠
	星 宏和	出欠	齊藤 恭平	出欠	松山 由紀	出欠
	片桐 雅也	出欠	栗原 秀行	出欠	加山 勤	出欠
事 務 局	健康福祉部保険年金課 西口課長					
	健康福祉部保険年金課 太田主幹			健康福祉部保険年金課 滝沢主幹		
	健康福祉部保険年金課 高橋主事					

会 議 の 経 過 及 び 結 果

審議案件

- (1) 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- (2) 令和5年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
- (3) 令和6年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算（案）について
- (4) 国民健康保険税について
- (5) その他

事 務 局

司会及び開会のあいさつ、資料確認

会 長

あいさつ

事 務 局

出欠状況報告（15名中11名出席）

○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に基づき会議に必要な定足数に足りているため会議が有効である旨を報告

○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に基づき会長が議長となる旨報告

○議事録署名人の指名（榎本委員、松山委員）

会 長

それでは、次第に基づきまして、進行いたします。

（1）戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

【案件（1）資料に基づき説明を行う。】

会 長

事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。

委 員

（特になし）

会 長

ご意見等がなければ、本件に関してご承認いただいたということによるしいですか。

委 員	(異議なし)
会 長	続いて、(2) 令和5年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	【案件(2)資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委 員	(特になし)
会 長	赤字削減・解消計画を策定した当初と比べると減少しているが、一般会計からのその他繰入の額は、現在も約5～6億円にのぼっており、このことは、国保財政の現状を如実に表していると言えます。補正予算の内容については、不明点等があれば、追って事務局に確認をいただくようお願いしつつ、本件に関してご承認いただいたということによろしいですか。
委 員	(異議なし)
会 長	続いて、(3) 令和6年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	【案件(3)資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委 員	(特になし)
会 長	埼玉県に納める事業費納付金の説明が事務局からありましたが、再来年度以降は増加傾向に転じる予測が埼玉県から示されているとのことで、国保財政の現状を鑑みると、動向を注視する必要があるようです。当初予算の内容についても、案件(2)と同様、不明点等があれば、追って事務局に確認をいただくようお願いしつつ、本件に関してご承認いただいたということによろしいですか。
委 員	(異議なし)

会 長	続いて、(4) 国民健康保険税について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	【案件(4) 資料に基づき説明を行う。】
会 長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委 員	(特になし)
会 長	事務局の説明にもあったとおり、埼玉県が求める水準に保険税率を合わせると、被保険者の負担額が大きく増えてしまいます。そのため、被保険者への影響を勘案しながら、徐々に保険税率を上げていくことが必要になるかとは思いますが。本日は、今後の展開に向けて、委員の皆様と課題の共有をさせていただいたところです。本件に関して、ご理解いただいたということによろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	最後に、(5) その他について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	次回の会議の開催日程について、例年5月以降に第1回会議を実施しているところですが、開催方法等を含め、決まり次第連絡させていただきます。
会 長	委員からは、何かありますか。
委 員	(特になし)
会 長	それでは、以上をもちまして本日の審議案件は全て終了となります。議事進行を事務局にお返しします。
事 務 局	会長、議事進行どうもありがとうございました。以上で、令和5年度第4回戸田市国民健康保険運営協議会を終了します。

議事録署名人

令和 6 年 3 月 11 日

榎本 富佐江

議事録署名人

令和 6 年 3 月 18 日

松山 由紀

資料 1

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) について

【概要】

令和 6 年度税制改正大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）により、戸田市国民健康保険税条例の改正を行うものです。

低中間所得層の負担緩和を図るため、賦課限度額を 2 万円引き上げる。

物価上昇の影響で国民健康保険税均等割の軽減を受けている世帯が減少しないよう、軽減判定所得基準額を引き上げる。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

① 改正概要

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）により、国民健康保険税の賦課限度額・軽減判定所得基準額を引き上げ、戸田市では専決処分による国民健康保険税条例の改正により対応（令和6年3月末日予定）

(1) 賦課限度額改正

（令和4年度分から専決処分に対応）

目的 低中間所得層の負担感の緩和を図るため
内容

	令和5年度	令和6年度
医療分 （基礎課税額）	65万円	65万円
後期高齢支援金等分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円
計	104万円	106万円

(2) 軽減判定所得基準額改正

（平成12年度分から専決処分に対応）

目的 物価上昇に伴う低所得者軽減世帯の範囲縮小を防ぐため

内容 ・5割軽減判定基準所得の一人当り算定基準額
29万円 → **29.5万円**
・2割軽減判定基準所得の一人当り算定基準額
53.5万円 → **54.5万円**

② 令和6年3月末日付で専決処分をする理由

- (1) 地方税法施行令の改正が令和6年3月末日に公布予定（政令公布日～賦課期日4月1日に条例改正が必要）
- (2) 法定限度額の改正に遅滞なく対応（戸田市国保運営協議会答申による）

③ 財政への影響

(1) 賦課限度額改正

影響世帯数 約160世帯（世帯所得1,180万円以上）
国保加入世帯 約16,000世帯の1%

保険税収入	
令和5年度	24億9,043万円
令和6年度	24億9,322万円
差額	約280万円

(2) 軽減判定所得基準額改正

軽減額 約**140万円**増（約50世帯）
（軽減分は公費で負担されるため財政上影響なし）

④ 今後の予定

- (1) 3月上旬 健康福祉常任委員会（事前報告）
- (2) 3月末日 条例の一部改正を専決処分し、公布
- (3) 6月 6月定例会（報告）

資料 2

令和 5 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算 (案) について

【概要】

令和 5 年度予算について、各種実績、見込み等に基づき、補正するものです。

議案第 31 号

令和 5 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度戸田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 222,951 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,800,591 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

4

令和 6 年 2 月 21 日提出

戸田市長 菅原文仁

令和 5 年度 戸田市国民健康保険特別会計補正予算について

資料 2 - 1 について

1 歳入

(1) 国民健康保険税

被保険者の所得水準が当初の見込みに比べて約 10% 低かったことを主要因として、減額補正するものです。

(2) 県支出金

普通交付金は、療養諸費や高額療養費等医療費の保険給付分に相当する額を県が交付するもので、このうち、「一般被保険者療養給付費」が当初の見込みを下回ったことから、減額補正するものです。

一方、特別交付金は、「データヘルス計画等策定支援業務」に係る歳出の減額に合わせて、減額補正するものです。

(3) 繰入金

保険基盤安定繰入金

保険基盤安定繰入金は、令和 5 年度は負担金の計算に用いる 1 人当たり保険税が見込みより高かったことから、増額補正するものです。

未就学児均等割保険税繰入金

未就学児均等割保険税繰入金は、令和 5 年度は軽減対象の被保険者が見込みより少なかったことから、減額補正するものです。

出産育児一時金繰入金

被保険者が出産したとき、出産児1人につき50万円（産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は48.8万円）を支給する制度です。当初の想定より申請実績が少ないことから、減額補正するものです。

その他一般会計繰入金

国民健康保険特別会計の歳入超過分を調整するため、減額補正するものです。

(4) 繰越金

前年度の繰越金の確定に伴い、増額補正するものです。

(5) 国庫支出金

災害臨時特例補助金

東日本大震災による東電原発事故当時に特定避難指示区域に居住していた者であって、転入により戸田市国保に加入しているものに対し、国の基準に基づき一部負担金の減免を実施しているもので、見込み額に基づき増額補正するものです。

社会保障・税番号制度システム整備費等補助金

戸田市国保の被保険者に対し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るメリット等の周知費用が補助の対象となったため、増額補正するものです。

2 歳出

(1) 保険給付費

一般被保険者療養給付費

療養諸費や高額療養費等の保険給付費のうち、「一般被保険者療養給付

費」が当初の想定を下回っていることから、減額補正するものです。なお、市が支出する保険給付費については、その全額を県から「普通交付金」として交付を受けておりますので、歳入においても、同額を減額補正しております。

出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産児1人につき50万円（産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は48,8万円）を支給しているものです。今年度実績において、当初の想定より申請実績が少ないため、減額補正するものです。

傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の罹患等に係る傷病手当金（適用期間は令和5年5月7日まで。時効は2年）について、当初の想定より申請実績が少ないため、減額補正するものです。

(2) 保健事業費

特定健康診査・特定保健指導事業費

40歳から74歳までの戸田市国保の被保険者を対象とした特定健康診査について、当初の想定より受診者数の減少が見込まれることを主な要因として、減額補正するものです。

保健衛生普及費

データヘルス計画等策定支援業務について、契約金額の確定に伴い、減額補正するものです。また、埼玉県との共同事業で実施している「生活習慣病重症化予防対策事業」について、当初の想定よりも参加者数の減少が見込ま

れるため、同じく減額補正するものです。

(3) 諸支出金

国や県からの交付金の返還額について、当初の想定よりも上回る見込みであるため、増額補正するものです。

資料 3

令和 6 年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算 (案) について

【概要】

令和 6 年度予算について、各種給付見込み等を勘案し、予算編成をした
ものです。

令和 6 年 度

戸田市国民健康保険特別会計予算書

議案第40号

令和6年度戸田市国民健康保険特別会計予算

令和6年度戸田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,315,439千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月21日提出

戸田市長 菅原文仁

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円) 国

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,460,145
	1 国民健康保険税	2,460,145
2 使用料及び手数料		60
	1 手数料	60
3 県支出金		7,583,434
	1 県負担金・補助金	7,583,433
	2 財政安定化基金支出金	1
4 財産収入		12
	1 財産運用収入	12
5 繰入金		1,118,305
	1 一般会計繰入金	1,118,304
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
7 諸収入		53,483
	1 延滞金及び過料	40,200
	2 貸付金元利収入	636
	3 雑収入	12,647
歳入	合計	11,315,439

保

15

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		75,697
	1 総務管理費	47,056
	2 徴税費	27,034
	3 運営協議会費	1,607
2 保険給付費		7,516,849
	1 療養諸費	6,513,307
	2 高額療養費	908,156
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	85,036
	5 葬祭諸費	8,000
	6 傷病手当金	2,200
3 国民健康保険事業費納付金		3,477,215
	1 医療給付費分	2,277,863
	2 後期高齢者支援金等分	855,169
	3 介護納付金分	344,183
4 保健事業費		160,963
	1 特定健康診査等事業費	91,450
	2 保健事業費	69,513
5 基金積立金		12
	1 基金積立金	12
6 共同事業拠出金		3
	1 共同事業拠出金	3
7 諸支出金		79,700
	1 償還金及び還付加算金	79,700
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000

国保

(単位：千円)

款	項	金額
歳	出	11,315,439
	合	計

国

保

第 2 表 債 務 負 担 行 為

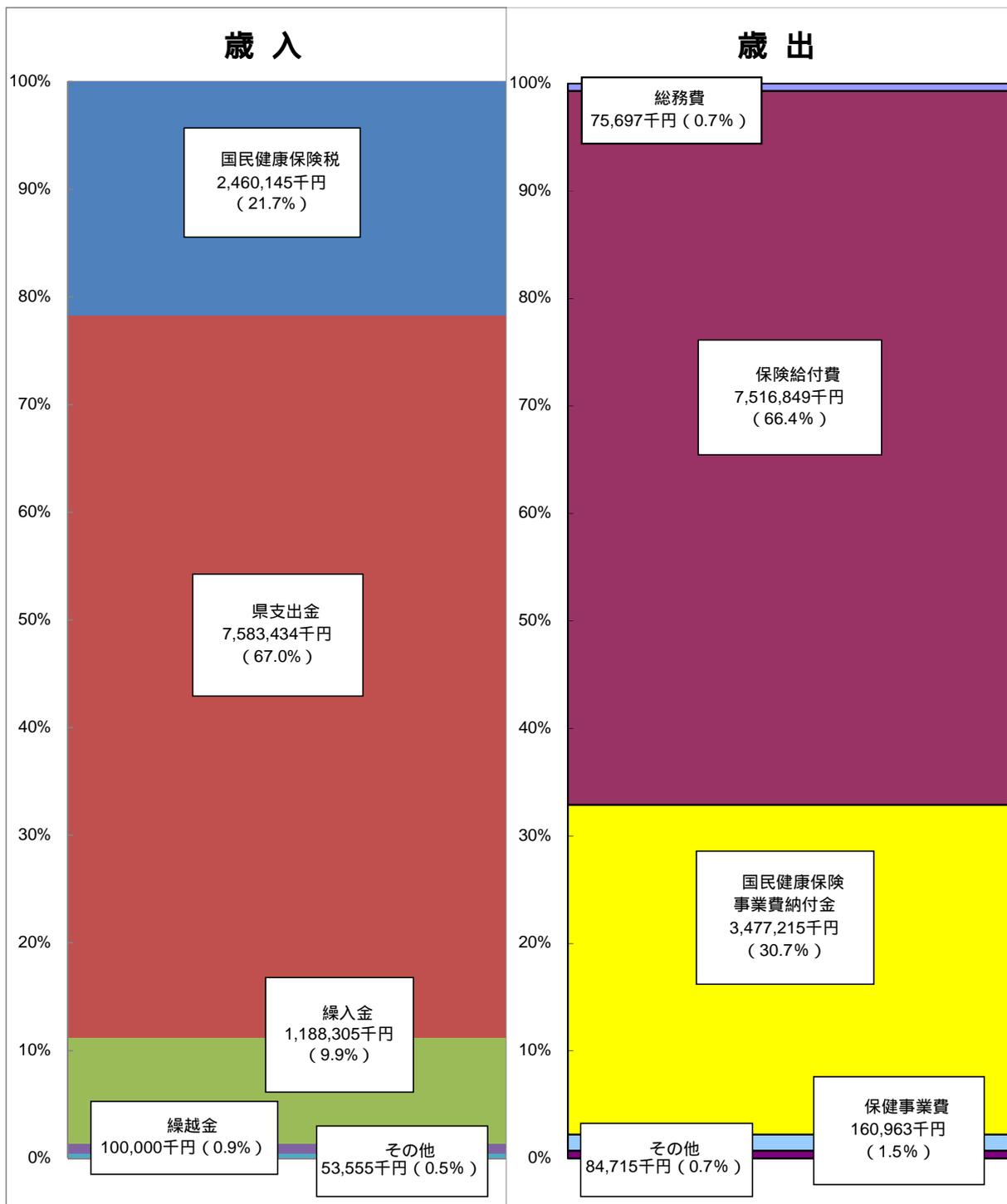
(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険レセプト・療養費支給申請書点検業務	令和7年度～令和9年度	12,851
国民健康保険特定保健指導業務	令和7年度	333

国
保

令和6年度当初予算歳入歳出総括表

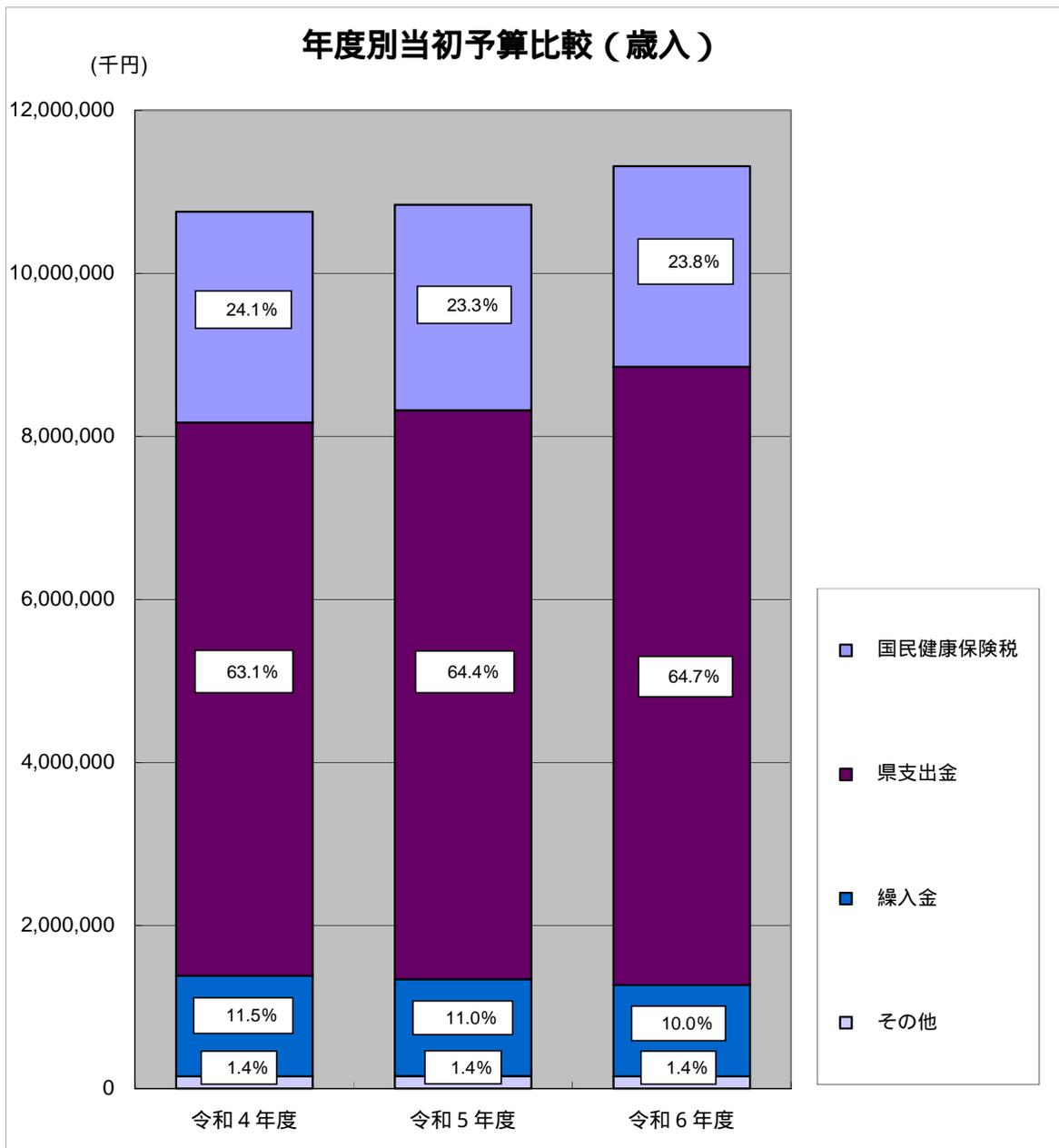
歳入		歳出	
(単位 千円)			
国民健康保険税	2,460,145	総務費	75,697
県支出金	7,583,434	保険給付費	7,516,849
繰入金	1,118,305	国民健康保険事業費納付金	3,477,215
繰越金	100,000	保健事業費	160,963
その他	53,555	その他	84,715
合計	11,315,439	合計	11,315,439



年度別当初予算比較（歳入）

（単位 千円）

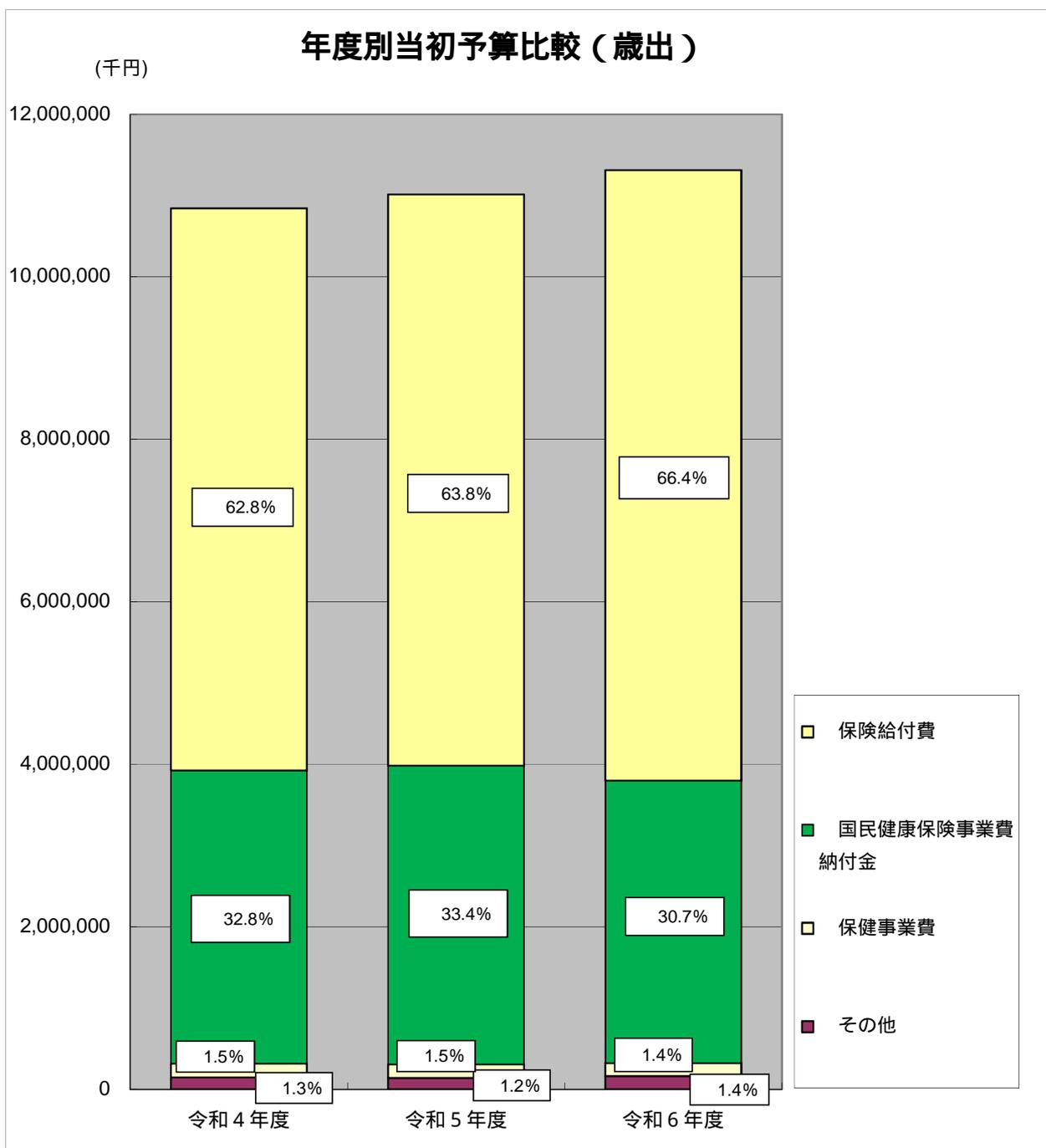
		予算額	対前年度伸び率	予算額	対前年度伸び率
国民健康保険税	2,587,122	2,521,942	-2.52%	2,460,145	-2.45%
県支出金	6,784,003	6,978,995	2.87%	7,583,434	8.66%
繰入金	1,233,397	1,188,522	-3.64%	1,118,305	-5.91%
その他	152,114	154,002	1.24%	153,648	-0.23%
合計	10,756,636	10,843,461	0.81%	11,315,532	4.35%



年度別当初予算比較（歳出）

（単位 千円）

	令和4年度					
	予算額	予算額	対前年度伸び率	予算額	対前年度伸び率	
保険給付費	6,918,118	7,031,923	1.65%	7,516,849	6.90%	
国民健康保険事業費納付金	3,609,753	3,677,997	1.89%	3,477,215	-5.46%	
保健事業費	169,985	167,840	-1.26%	160,963	-4.10%	
その他	145,605	136,994	-5.91%	160,412	17.09%	
合計	10,843,461	11,014,754	1.58%	11,315,439	2.73%	



資料 4

国民健康保険税について

【概要】

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）が策定されたことを受けて、国民健康保険税の税率に係る今後の方針を共有させていただくものです。

国民健康保険税について

1

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）について

国民健康保険財政運営の責任主体として県が策定する方針（国民健康保険法第82条の2）

- ① 策定年月日 令和5年12月25日
- ② 対象期間 令和6年4月1日～令和12年3月31日（6年間）
- ※ ただし、中間年（令和8年度）に必要な見直しを行う。
- ③ 保険税水準の統一

次のとおり保険税水準の統一を進める

ア 納付金ベースの統一（令和6年度～）

- 医療費水準を納付金の額の算定に反映しない
- ・納付金 普通交付金の財源として県が市町村から徴収（市町村の被保険者数、所得、医療費水準から算定）
- ・普通交付金 県が市町村の保険給付に要する額を全額交付

イ 準統一（令和9年度～）

県が市町村ごとに算定する市町村標準保険税率に一致している状態

- ・市町村標準保険税率 市町村が納付金等の財源を確保するために必要な税率

ウ 完全統一（令和12年度～）

県全体の標準保険税率に一致している状態

- ※ 現状、市町村標準保険税率と保険税率が一致している市町村はない。

2

令和4年度・令和5年度税率改正について

- ① 税率改正の内容
 - 医療分均等割 20,000円→25,900円（令和4年度）
 - 医療分均等割 25,900円→31,800円（令和5年度）
- ② 税率改正による増収効果（令和4年度改正）
 - 令和3年度収入額 24億4,340万円
 - 令和4年度収入額 25億3,660万円
 - 約 9,320万円の増（A-B）

収入増加要因	影響額	収入減少要因	影響額
税率改正	9,000万円	被保険者数減少	7,880万円
所得増加	3,800万円		
課税限度額改正	1,100万円		
収納率上昇	3,300万円		
増加計(A)	17,200万円	減少計(B)	7,880万円

（保険税率）

	医療分	後期分	介護分
所得割	8.00%	1.60%	1.42%
均等割	31,800円	9,500円	12,500円

（標準保険税率）

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.26%	2.98%	2.48%
(現行税率との差)	(-0.74%)	(1.38%)	(1.06%)
均等割	43,045円	17,241円	17,597円
(現行税率との差)	(11,245円)	(7,741円)	(5,097円)

3

令和7年度以降の税率について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2第9項

「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。」

- ① 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）を踏まえ、保険税水準の統一（標準保険税率との一致）に努める。
- ② 保険税率を標準保険税率に一致させた場合、被保険者の負担が著しく増大する。

世帯平均負担額

170,006円 → 203,937円 **33,931円増**

（モデルケース1）

・世帯主45歳 所得200万円
226,700円 → 277,500円 **50,800円増**

（モデルケース2）

・世帯主45歳 所得300万円
・配偶者40歳 所得なし
・子10歳 所得なし
432,000円 → 542,800円 **110,800円増**

（モデルケース3）

・世帯主70歳 所得100万円
・配偶者70歳 所得なし
96,000円 → 118,500円 **22,500円増**

被保険者の負担増をできるだけ抑制しつつ、保険税率の一部を標準保険税率に一致させる等の方策を検討していく。